

高 第 1555 号
平成24年11月15日

特定福祉用具販売事業所 管理者
居宅介護支援（介護予防支援）事業者 管理者 様

横手市健康福祉部高齢ふれあい課長
（ 公 印 省 略 ）

福祉用具購入費支給申請の取り扱いについて（通知）

平成24年4月から「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が改正され、福祉用具の貸与・販売サービスの提供については、福祉用具専門相談員が利用者毎に「福祉用具貸与計画」または「特定福祉用具販売計画」（介護予防を含み以下「福祉用具サービス計画」とする。）を作成することが義務づけられています。

これに伴い、福祉用具購入費支給申請の取り扱いを下記のとおり変更します。

記

1. 福祉用具購入費支給申請の変更内容

添付書類に『利用者から同意を得た「福祉用具サービス計画」の写し』を追加

2. 変更対象 販売日（※）が平成24年12月1日以降分の申請
※福祉用具を納品し、利用者から料金を受領した日

3. そ の 他
- 添付書類の追加に伴い、市ホームページの様式を更新します。
アドレス <http://www.city.yokote.lg.jp/korei/page200337.html>
 - 福祉用具サービス計画は、当該福祉用具の販売日以前に作成し、利用者の同意を得る必要があります。
 - 変更後の提出書類は別紙のとおり

お問い合わせ先
横手市健康福祉部高齢ふれあい課
介護保険担当
〒013-0023 横手市中央町8番2号
電話番号 0182-35-2134

(別紙)

■福祉用具購入費支給申請にかかる提出書類（変更後）

①介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書 今回一部変更

②領収書

③福祉用具のパンフレット等の写し

④「福祉用具サービス計画書」の写し（※） 今回追加

ただし、受領委任払いの場合は「介護保険受領委任払いに係る委任状」も必要です

※「福祉用具サービス計画書」の様式は任意ですが、最低限次の事項の記載が必とされています。

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

なお、「一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会」のホームページに様式例が掲載されています。

（平成 24 年 11 月 15 日時点のアドレス）

http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

（特定福祉用具販売計画の作成） ※介護予防も同様

第二百十四条の二 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第百九十九条の二第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。